

特別通院送迎加算（令和 6 年度介護報酬改定で新設）

対象

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要件

- ・ 定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、
- ・ 家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、
- ・ 施設職員が月12回以上の送迎を行った場合

単位

5 9 4 単位／月

加算の取得状況

令和 6 年 4 月～11月実績

➡ 0 件

『令和 7 年度 国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）』
→ 「特別養護老人ホーム等において、透析等医療的配慮が必要な者を受け入れた場合には介護報酬で評価すること。また、介護老人保健施設においては、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。（提案理由等：…令和 6 年度介護報酬改定により一部措置されたが、施設側が積極的な受入れに動くだけの報酬とは考えにくく、…介護報酬上の評価や医療保険適用範囲の拡大等、見直しが必要である。）」